

広島市の介護保険制度



本格的な高齢社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化や核家族化も進み、家族だけで介護することは難しくなっています。

介護保険は、こうした介護を社会全体で支えていくために生まれた制度です。

お知らせ

■ 平成22年8月30日	・ 介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)について
■ 平成22年8月11日	・ 訪問介護サービスにおける介護報酬算定の取扱い等について(お知らせ)
■ 平成22年7月30日	・ 「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について〔厚生労働省からの通知〕
■ 平成22年6月1日	・ 平成22年(2010年)2月募集分 認知症高齢者グループホーム等設置運営事業者の選定について
■ 平成22年5月24日	・ 特定施設入居者生活介護事業者(事前協議者)募集要領に関する質問の回答(受付は終了しました)
■ 平成22年5月1日	・ 特定施設入居者生活介護事業者(事前協議者)を募集します(受付は終了しました)
■ 平成22年4月15日	・ 平成22年度広島市認定調査員新規研修の開催のお知らせ
■ 平成22年4月2日	・ 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請手続きについて
■ 平成22年1月6日	・ 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて
■ 平成21年10月15日	・ 平成21年4月から9月に新規に要介護認定を申請された皆様へ
■ 平成21年8月21日	・ 平成21年10月から要介護認定の調査方法が一部見直されます
■ 平成21年4月1日	・ 平成21年4月からの要介護認定方法の見直しについて(平成21年4月22日更新)
■ 平成21年3月30日	・ 介護保険の住宅改修費や福祉用具購入費の支給申請の手続きについて ・「住宅改修費支給申請書」【受領委任払い用】を掲載しました。 ・「住宅改修費の受領委任に関する誓約書」、「住宅改修費の受領委任に関する変更届出書」を掲載しました。
■ 平成21年3月27日	・ 介護報酬の改定に伴い、介護予防支援事業に係る契約書参考例を見直しました。
■ 平成21年3月10日	・ 介護給付費の適正な請求について
■ 平成20年7月25日	・ 介護保険サービスに係る医療費控除について
■ 平成20年3月14日	・ 介護保険施設等における食品の安全確保等について(中国産冷凍ギョウザ等の使用状況等)
■ 平成20年2月15日	・ 介護保険施設等における食品の安全確保について
■ 平成20年2月15日	・ 地域密着型サービス事業所における高齢者虐待防止について
■ 平成20年2月6日	・ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生の報告について
■ 平成19年6月21日	・ 要支援1、2および要介護1の方に対する福祉用具貸与の取扱いについて
■ 平成19年3月30日	・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを利用する方へ
■ 平成18年5月18日	・ リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例を掲載しました。 ・ 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例を掲載しました。 ・ 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例を掲載しました。

介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)について

各事業者からの電話等で受けた質問を、本市でQ&A形式にまとめましたので、業務の参考にしてください。
なお、回答は本市が保険者判断として行っている部分もありますので、他市町村等の被保険者については、それぞれの保険者にお問い合わせください。

(注1) Q&Aは、適宜、追加します。

(注2) 回答については、個別のケースの具体的な質問に対するものであり、回答が他の全てのケースに該当しないこともあります。質問、質疑等ございましたら、お気軽にお尋ねください。

ダウンロード

[介護報酬の算定等に係るQ&A\(事業者向け\)\(45KB\)\(エクセル文書\)](#)

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。詳しくは[こちらをご覧ください](#)。

－お問い合わせ－

健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 事業者指導係

電話：082-504-2183

FAX：082-504-2136

メール：kaigo@city.hiroshima.jp

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった 見つけにくかった どちらとも言えない

このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった わかりにくかった どちらとも言えない

このページの内容は参考になりましたか？

参考になった 参考にならなかった どちらとも言えない

広島市役所 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 [地図](#)
代表電話 082-245-2111

各課お問い合わせ先
[各課直通電話・FAX・Eメールアドレス](#)

[このホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [サイトポリシー](#) | [ご意見・お問い合わせ](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#)

介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

No.	サービス種類	区分	質問	回答	関連規定等(注)	掲載日
1-1	居宅介護支援	退院・退所加算	新規の利用者に対して、算定可能か。	算定要件を満たしている場合は、算定可能。	青のP516	H22.8.30
1-2	居宅介護支援	認知症加算	月の途中で該当しなくなった場合、当該月は算定可能か。	算定不可。	青のP143、P518	H22.8.30
1-3	居宅介護支援	認知症加算	認定期間は8月末までで、更新認定の際の医師の主治医意見書は7月6日付けで、日常生活自立度のランクがⅢであった(以前はⅡ)。いつから算定可能か。	7月から算定可能。	青のP143、P518	H22.8.30
1-4	居宅介護支援	サービス担当者会議	運営基準上、必須の参加者はどの範囲か。	担当のケアマネジャー及びケアプラン第2表に位置付けた全ての指定居宅サービス事業所の担当者である。そのため、例えば、2つの訪問介護事業所を位置付けている場合は、各々の事業所の担当者を召集する必要がある。	赤のP578	H22.8.30
1-5	居宅介護支援	ケアプランへの同意	「文書により利用者の同意を得る」とは、具体的にどうすればよいのか。	利用者の署名又は押印のいずれかの方法で同意を得ること。そのため、利用者の負担等を勘案し、押印のみでも差し支えない。	赤のP579	H22.8.30
1-6	居宅介護支援	ケアプランへの同意	署名又は押印が出来ない利用者がある。家族もおらず、成年後見人もいない。文書による同意がないと、減算となるのか。	本人又は家族等からの文書による同意が困難な場合は、ケアプランの内容を説明したケアマネジャーが署名又は押印し、その年月日を記載することで、運営基準減算を適用しない。	赤のP579	H22.8.30
1-7	居宅介護支援	軽微な変更	軽微な変更の場合、一連の業務を行っていないなくても減算とならない。では、軽微な変更は、どのような範囲か。	①同一サービス種類の回数の変更(訪問介護の身体1が週2回から3回に増える場合等)、②同一サービス種類の事業所の変更(A訪問介護事業所からB訪問介護事業所に変更する場合等)、③同一サービス種類の内容の変更(福祉用具貸与において、車いすに特殊寝台を追加する場合等)等がある。ただし、減算の有無にかかわらず、必要と認められる場合は、行っていただきたい。	赤のP581	H22.8.30
2-1	訪問介護	生活援助	金融機関での家賃の振込は算定可能か。	まずは、訪問介護以外の方法(口座引落等)ができないか、検討する必要がある。他の方法では不可能で、かつ、本市が通知した平成21年11月2日付けの「訪問介護等における適切なケアマネジメントの実施について」の条件を満たす場合は、算定可能。なお、扱った現金の取扱いには十分注意されたい。	赤のP58	H22.8.30
2-2	訪問介護	所要時間	前回提供した指定訪問介護から2時間空ける必要があるのか。	一律に2時間空けなければならないというものではない。なお、前回提供した指定訪問介護から概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする。	青のP163	H22.8.30

介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

No.	サービス種類	区分	質問	回答	関連規定等(注)	掲載日
2-3	訪問介護	所要時間	身体4で予定していた入浴・食事介助が1時間40分と早く終了した場合、身体4で請求することは可能か。	可能である。 現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。 なお、計画と実績とが頻繁に異なる場合は、計画の変更を検討する必要がある。	青のP162	H22.8.30
2-4	介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション	月途中の事業所の変更	月途中で、利用者の意向により、A事業所からB事業所に変更した場合、どのように算定するのか。	当該月の利用状況に応じて、次のとおりの算定となる。 ①A事業所、B事業所ともに利用がある場合は日割り計算となり、A事業所はB事業所の契約日の前日までを請求、B事業所はB事業所の契約日から月末までを請求、②A事業所のみ利用がある場合は、A事業所が1か月分を請求、③B事業所のみ利用がある場合は、B事業所が1か月分を請求。 なお、加算に対する日割り計算は行わない。	青のP875、P1151	H22.8.30
2-5	介護予防訪問介護	支給区分	月途中で、当初の支給区分よりサービス提供回数が増えた場合、支給区分の変更は可能か。	「月単位定額報酬」の性格上、変更不可。	青のP879	H22.8.30
3-1	通所介護	医療行為	看護職員ではない介護職員が、糖尿病の利用者に対して簡易血糖値測定を行うことは可能か。	当該行為は、医療行為に該当すると思われる。 医療行為の該当の有無等については、県医務課(Tel.082-513-3056)にお尋ねください。	赤のP28	H22.8.30
3-2	通所介護	実費利用	要介護者の利用者を、実費で受け入れることは可能か。	適切なケアマネジメントに基づくものではなく、あくまで本人の選好により求められた実費利用者については、事業所の定員及び人員配置を遵守した上で、受け入れることは可能である。	赤のP157	H22.8.30
3-3	介護予防通所介護	運動器機能向上加算	月途中で、利用者の意向により、A事業所からB事業所に変更した場合、どのように算定するのか。	両事業所とも、1か月分の単位をそれぞれ算定可能。	青のP916	H22.8.30

介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

No.	サービス種類	区分	質問	回答	関連規定等(注)	掲載日
4-1	通所リハビリテーション	医療との調整	医療のリハビリを受けている利用者は、介護保険の通所リハビリテーションを利用可能か。	<p>同一の疾患等について、医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定するリハビリテーションを行った後、介護保険におけるリハビリテーションに移行した日以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。</p> <p>ただし、患者の状態や、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供することになった場合などでは、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、必要な場合には、診療録及び診療報酬明細書に「医療保険における疾患別リハビリテーションが終了する日」を記載し、当該終了する日前の1か月間に限り、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。</p>	赤のP1233	H22.8.30
4-2	通所リハビリテーション	医療との調整	病院の退院日に、通所リハビリテーション費の算定は可能か。	算定不可。	青のP139	H22.8.30
4-3	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日とは。	利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日をいう。	青のP214	H22.8.30
4-4	通所リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算	要支援者が、更新認定の結果、要介護となった場合、認定日はいつか。	認定の始期(新規の認定期間の初日)とする。	青のP214	H22.8.30
4-5	通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション	併用	同一の利用者に対して、併用できるか。	可能である。 訪問リハビリテーションは、通院が困難な利用者に対して行うものであるが、「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということであって、通院又は通所サービスが一律に利用できないということではない。	青のP215	H22.8.30
5-1	介護予防短期入所生活介護	複数事業所	1か月の間で、複数の事業所を利用することは可能か。	可能である。	青のP934	H22.8.30

介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)

No.	サービス種類	区分	質問	回答	関連規定等(注)	掲載日
5-2	介護予防短期入所生活介護	通院	介護予防短期入所生活介護の利用者が通院する際、介護職員の人件費、車両の使用に係る経費等を利用者から徴収請求することは可能か。	徴収することはできない。 基本的に事業所の介護サービス等の一環として行われるものである。	赤のP22	H22.8.30

(注) 社会保険研究所発行の「平成21年4月版 介護報酬の解釈 単位数表編1」に関連ページがある場合は、「青のPO」と表示し、「平成21年4月版 介護報酬の解釈 指定基準編2」に関連ページがある場合は、「赤のPO」と表示した。